

○周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領

令和3年10月1日施行

周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第52条の2第1項に規定する農地台帳（以下「農地台帳」という。）の正確な記録を確保するため、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用について第3の1(3)ウ及び第4(1)の規定に基づき、遊休農地に関する措置を行った農地に関し法第2条第1項に規定する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下「農地」という。）に該当するか否かの判断（以下「非農地判断」という。）をする場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(非農地判断の法的内容)

第2条 非農地判断は、農地台帳に農地として記録されている土地について、現況が農地に該当するものであるか、農地に該当しないもの（以下「非農地」という。）であるかを判断する事実行為である。

(非農地判断の手続)

第3条 非農地判断の手続は、法第30条第1項及び第2項に規定する利用状況調査による法第32条の利用意向調査の対象となる農地の判定を踏まえた上で、次の各号のいずれかに該当する土地を対象地として行うものとする。

- (1) 再生利用が困難な農地 既に森林の様相を呈する、その他の状況により農業上の利用の増進を図ることが見込まれない土地（廃止前の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）7②に規定するB分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）と同義である。）
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社（山口県農地中間管理機構。以下「公社」という。）が、同条第5項に規定する農地中間管理権を取得する対象となる農用地等（中間管理法

第2条第2項に規定する農用地等をいう。以下同じ。)の基準に適合しない土地で次に掲げるもの

ア 法第32条第1項第1号の遊休農地に分類され、かつ、公社が、法第35条第2項ただし書の規定に基づき農地中間管理事業規程（中間管理法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程をいう。以下同じ。）に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を委員会及び所有者等（法第32条第1項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）へ通知した土地

イ アに掲げるもののほか、公社から、当該土地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知があった土地

2 委員会は、前項に規定する対象地（以下「対象地」という。）を記載した農地・非農地の判断対象地リスト（別記様式第1号）を作成しなければならない。

（非農地判断の基準）

第4条 非農地判断の基準については、対象地が、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起又は整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第3項に規定する農林業等活性化基盤整備促進事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地で、次のいずれかに該当するものは非農地に該当し、そうでないものは農地に該当するものとする。

（1）対象地が既に森林の様相を呈する、その他の状況により農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地

（2）前号以外の場合であって、対象地の周辺の状況からみて、対象地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地。この判断に当たっては、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第5条に定める非農地証明書の交付条件及び同要領第6条に定める非農地証明書交付の制限（以下これらを「非農地証明書交付条件等」という。）並びに同要領別記様式第4号の内容を参酌する。

2 前項の規定により、対象地が非農地と判断される場合であって、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項

第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）に存する土地については、次のいずれにも該当する場合に限り、農用地区域に残置したままで非農地に該当するものとして取り扱うこととする。

(1) 農振法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地

(2) 当該土地を農用地区域から除外した場合（除外後の開発行為を含む。）でも、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地として、次のいずれにも該当するもの

ア 周辺の農業用排水施設その他の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地

イ 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

（非農地判断の制限）

第5条 委員会は、次のいずれかに該当する土地については、非農地判断を行わないものとする。

(1) 対象地が、法第4条第1項若しくは法第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは法第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる土地。ただし、非農地証明書交付条件等により非農地の証明書が交付される土地はこの限りでない。

(2) 対象地が、農用地区域に存するにもかかわらず、農地に該当しないものと判断することで、周辺の農業生産に対して悪影響を、又は農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる土地

(3) 対象地が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内の農用地等であるにもかかわらず、農地に該当しないものと判断することで、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる土地

(4) 対象地が、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項に規定する土地改良区（以下「土地改良区」という。）の同法第85条の3第2項に規定する現行受益地の場合又は当該土地改良区からの地区除外の手續の完了見込みがない

土地

(5) 対象地が、耕作を目的とした権利が設定され、現にその効力を有している土地

(対象地の事前調査)

第6条 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、現地に赴いて実施する調査（以下「現地調査」という。）を行うまでに、次の事項について調査を行わなければならない。

- (1) 農用区域に存する土地に該当の有無
- (2) 地域計画の区域内の農用地等に該当の有無
- (3) 土地改良区の地区内に該当の有無
- (4) 相続税又は贈与税の納税猶予農地に該当の有無
- (5) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）、廃止前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）その他関係法令の規定による農業者年金事業の特定処分対象農地又は加算対象農地に該当の有無
- (6) 国、山口県又は周南市の補助事業の対象農地に該当の有無（法定耐用年数を超えるものは除く。）
- (7) 耕作を目的とした権利の設定の有無
- (8) 周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第10条第1項に規定する現地調査（以下「非農地証明現地調査」という。）の実施の有無
- (9) 周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第6条に規定する現地調査（以下「登記官等照会現地調査」という。）の実施の有無
- (10) 固定資産課税台帳（地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。）の課税地目（固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）に規定する土地の地目をいう。）
- (11) その他現地調査に必要な事項
(土地所有者等に対しての手続)

第7条 委員会は、非農地判断を行おうとする場合は、対象地の所有者等（登記名義人が死亡している場合は、その推定相続人を含む。以下「土地所有者等」という。）に対して、耕作をされていない土地の農地・非農地の判断に係る事前通知書（別記

様式第2号。以下「事前通知書」という。)によりその旨を事前に通知しなければならない。ただし、所在が分からない土地所有者等に対してはこの限りでない。

(現地調査等)

第8条 事前通知書による通知後に、委員会の委員及び農地利用最適化推進委員(以下「委員等」という。)の中から次項の規定により会長が指名した3人以上の者(以下「非農地判断担当委員」という。)は、第4条に定める非農地判断の基準及び第5条に定める非農地判断の制限(以下「非農地判断基準等」という。)に基づく確認をするために現地調査を行うか、対象地が非農地証明現地調査又は登記官等照会現地調査が実施されているため現地調査を省略するかを決めなければならない。

- 2 会長は、対象地に対して利害関係を有していない委員等を非農地判断担当委員に指名するものとする。
- 3 現地調査は、現地調査を行う非農地判断担当委員に、事務局の職員1人以上(以下これらを「現地調査担当者」という。)が同行して行うものとする。
- 4 現地調査担当者は、日時、集合場所等の現地調査の実施に必要な事項を協議して定める。
- 5 現地調査担当者は、あらかじめ土地所有者等に前項の現地調査の日時を文書又は口頭で通知するものとする。ただし、所在が分からない土地所有者等の場合、緊急の現地調査の場合その他特別な事情のある場合はこの限りでない。
- 6 現地調査では、次の各号に掲げる事項を確認し、対象地の現況が判断できる写真を撮影する。

(1) 対象地の状況

(2) 対象地周辺の状況(周辺に農地がある場合は、営農条件への支障のおそれがないかを確認)

(3) 農作業道、農業用排水施設等の整備状況

(4) その他非農地判断に必要な事項

(土地改良区の意見聴取)

第9条 委員会は、対象地が土地改良区の地区内にあるときは、非農地判断を行うまでに、対象地の属する土地改良区の意見を聴かなければならない。

(非農地判断の決定)

第10条 非農地判断担当委員は、非農地判断基準等に照らし、かつ、第6条に定める

事前調査及び第8条第1項の現地調査の結果に基づくとともに、前条の規定による土地改良区の意見聴取の結果を勘案した協議（以下「非農地判断担当委員の協議」という。）を行い、非農地判断を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、非農地判断担当委員の協議により非農地判断の決定ができない場合は、委員会の総会（以下「総会」という。）により非農地判断を決定しなければならない。

（非農地通知書の交付等）

第11条 委員会は、土地所有者等に対して、対象地が前条に定める非農地判断の決定（以下この条において「非農地判断決定」という。）により非農地となったときは、非農地通知書（別記様式第3号）を交付し、農地となったときは、その旨を通知するものとする。ただし、所在が分からない土地所有者等に対してはこの限りでない。

- 2 委員会は、非農地判断決定により、非農地とした土地については、非農地通知一覧表（別記様式第4号）を作成し、次に掲げる団体又は機関（以下「団体等」という。）に対してその旨を通知するものとする。

- (1) 山口県
- (2) 周南市（農業振興及び固定資産税賦課を担当する部署）
- (3) 山口地方法務局周南支局
- (4) 土地改良区（対象地が土地改良区の地区内にある場合に限る。）
- (5) その他通知が必要な団体等

（農地台帳の整理等）

第12条 委員会は、前条第1項に規定する非農地通知書を交付したときは、当該土地について農地台帳から除外をするものとする。

- 2 前項の農地台帳から除外とは、農地台帳からデータそのものを削除するのではなく、当該土地がいつ非農地になったかの事案を記録しておく履歴を残し、農地台帳上の現況地目について実態を踏まえた山林、原野等に変更することとする。

（事務局長の専決）

第13条 非農地判断の庶務に関することは、周南市農業委員会会長専決規程（令和2年周南市農業委員会規程第2号）第5条第1項及び周南市農業委員会事務局長等専決要綱（令和2年周南市農業委員会要綱第1号）第2条の規定により、委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）が専決する。

(総会での報告)

第14条 会長は、非農地判断担当委員が行った非農地判断の結果を、総会において報告する。

(その他)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月10日から施行する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの様式は、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成20年4月15日付け19 経営第7907号農林水産省経営局長通知）様式第1号から様式第4号までの相当する様式に、必要な修正を加え準用する。